「著作権法施行令の一部を改正する政令(案)」及び「著作権法施行規則の一 部を改正する省令(案)」に関する意見募集へのコメント

1 「全部の複製・公衆送信を行うことができる著作物」について 意見1:

「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物」は、個々の著作物が共著であっても全部の複製が可能とされているが、単行本で共著の場合は、全部の複製ができない運用となっている。単行本の場合でも「発行後相当期間を経過した単行本(書籍)又は、著しく入手困難な単行本(書籍)」については、共著であっても全部の複製を可能とすることを要望します。

2 「図書館等公衆送信補償金に関する指定管理団体等」について

意見1:

指定管理団体の役員構成は、権利者の側だけで構成されるのではなく、本 管理団体の設立趣旨から考えて、図書館関係者の役員参加を希望します。 意見2:

指定管理団体の補償金額が個々の著作物によって異なることは、利用者があらかじめいくらの補償金が必要となるかを理解しにくく、特定図書館の実務が煩雑になることが想定されるため、一律の補償金額とすることを要望します。また、その額は複製に関しての指定管理団体である公益社団法人日本複製権センターが定めている複製単価と同額にすることを要望致します。

3 その他

意見1:

図書館による公衆送信については、現在図書館で行われている複製と同等の利用のしやすさを要望します。複製と公衆送信も実施の主体は、図書館であることから違法な行為が発生する可能性は極めて少ないと想定されます。また図書館にとっての実務上の混乱をも最小に抑えることができると想定されます。

意見2:

著作権法施行令第1条の3「図書館資料の複製が認められる図書館等」に、

定期的に著作権法に関する十分な講習を受けている司書(相当職を含む)が 配属された企業や専門学校、高等学校、中学校、小学校などに設置された図 書館、資料室を含めることを要望します。

以上